

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第十八号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表企画調整部の項中「情報政策課 情報システム課」を「情報政策課」に改め、同表生活環境部の項中「原子力損害対策課 原子力賠償支援課」を「原子力損害対策課」に改め、同表保健福祉部の項中「健康増進課」を「健康増進課 県民健康管理課」に改め、同条第三項中「避難地域復興課」の下に「及び生活拠点課」を加え、同条第六項の表国際課の項の次に次のように加える。

原子力安全対策課	放射線監視室
水・大気環境課	環境創造センター整備推進室

第七条第六項の表健康増進課の項を削り、同表地域医療課の項の次に次のように加える。

産業創出課	医療関連産業集積推進室
-------	-------------

第十一条の表企画調整総室の項中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、

「(土地・水調整課)

十五 国土利用計画に関すること。」を

十六 国土利

用計画に関すること。」に改め、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)に係る施策の総合企

画及び調整に関すること。

「(地域振興課)

四 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法

律第二十五号)に係る施策の総合企画

を

四 地域づくりの総合的な支援に関するこ

と。」に改め、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、

「(エネルギー課)

九 電源地域の振興に関すること。」に改め、

第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表情報統計

総室の項中

四 電子県庁の推進に関すること。」を

「(情報システム課)

四 電子県庁の推進に関すること。」に改め、

同項第五号中「ふくしま情報通信ネットワークシステム」を「福島県情報通信ネットワークシステム」に改め、同表避難地域復興局の項を次のように改める。

避難地域復興局

(避難地域復興課)

一 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)の規定に基づき平成

二十三年四月二十二日に警戒区域若しくは計画的避難区域(以下「警戒区域等」と

いう。)又は緊急時避難準備区域がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興

の支援に関すること。

(生活拠点課)

二 警戒区域等がその区域内に設定された市町村の長期避難者等の生活拠点の整備に

係る企画、調整及び推進並びに当該生活拠点の整備に関する環境整備に関するこ

と。

第十二条の表県民安全総室の項第十四号中「原子力発電所周辺地域における安全対策」

を「原子力発電所施設に係る安全対策」に改め、同項第十六号を次のように改める。

十六 原子力防災及び放射線に係る知識の普及に関すること。

第十二条の表県民安全総室の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、同項に次のように加える。

(放射線監視室)

十八 環境放射線モニタリングの総合調整に関すること。

十九 環境放射線モニタリングのデータの公表に関すること。

第十二条の表環境共生総室の項に次のように加える。

(環境創造センター整備推進室)

十四 環境創造センターの整備並びに運営に係る企画及び調整に関すること。

第十二条の表環境保全総室の項中第十号を第十二号とし、

「(除染対策課)

九 除染対策の推進に係る施策の総

る施策の総合企画及び調整に関すること。」を

「(除染対策課)

合企画及び調整に関すること。」に改め、第八号の次に次の二号を加える。

九 放射性物質により汚染された廃棄物の処理の調整に関すること。

十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。)の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。

第十二条の表環境保全総室の項に次の一号を加える。

十三 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に関すること(放射性物質汚染対処特別措置法第二条第三項に規定する土壌等の除染等の措置に係るものに限る)。

第十二条の表原子力損害対策総室の項中

「(原子力賠償支援課)

二 原子力損害の賠償の請求に係る支援及び調整に関すること。」を

「二 原子力損害の賠償の請求に係る支援及び調整に関すること。」に改める。

第十三条の表保健福祉総室の項第四号中「、会津若松看護専門学校」を削り、同表健康衛生総室の項中「健康管理調査室」を「県民健康管理課」に改め、同項第十五号中「、歯科医師、保健師、助産師、看護師及び准看護師」を「及び歯科医師」に改め、同項中第四十八号を第四十九号とし、第四十一号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、「(薬務課)

十 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の施行に関すること。」を

「(薬務課)

十 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の施行に関すること。」に改め、第三十九号を

第四十号とし、第二十六号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、

「(食品生活衛生課)

を

「(食品生活衛生課)

を

「(食品生活衛生課)

を

「(食品生活衛生課)

を

「(食品生活衛生課)

を

「(食品生活衛生課)

を

「(食品生活衛生課)

を

及び化製場等に関すること。」二十六 と畜場及び化製場等に関すること。」

め、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。

第十四条の表産業振興総室の項中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、

「(産業人材育成課)

十五 技能の振興及び職業能力開発の推進に関すること。」

を

「(産業人材育成課)

十六 技能の振興及び職業能力開発の推進に関すること。」

五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、

「(商業まちづくり課)

十二 商業の振興に関すること。」に改め、同項第十号の次に次の

ように加える。

(医療関連産業集積推進室)

十一 医療関連産業の集積に係る施策の推進に関すること。

第二十二条の表企画調整部に附置する避難地域復興局の部を次のように改める。

局長	知事の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
局次長	局長を補佐し、局の事務を整理する。
市町村行政担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
市町村財政担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
生活交通担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
原子力安全対策担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
一般廃棄物担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
産業廃棄物担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。

企画調整部に附属する避難地域復興局

当課長	に参画する。
除染対策担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
避難者支援担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
高齢福祉担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
地域医療担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
雇用労政担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
企業立地担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
農林地再生対策担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
農業担い手担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
農村計画担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
土木企画担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
まちづくり推進担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
建築住宅担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
義務教育担当	上司の命を受け、特に指示された局の事務

<p>第二十七条の表出先機関の出張所等の項中</p>	課長	に参画する。
	<p>高校教育担当課長</p>	<p>上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。</p>
<p>受け、事務所の事務を処理し、所 揮監督する。</p>	<p>総括主幹</p>	<p>上司の命を受け、特に指示された局の事務を掌理する。</p>
	<p>林業指導所 土木事務所 あぶくま 高原道路 管理事務所 大峠・日 中総合管 理事務所 ダム管理 事務所</p>	<p>林業指導所 土木事務所 あぶくま 高原道路 管理事務所 大峠・日 中総合管 理事務所 ダム管理 事務所</p>
を	<p>主幹 (任意設置)</p>	<p>所長の命を受け する。</p>
	<p>次長 (任意設置)</p>	<p>所長を補佐し、</p>
	<p>所長</p>	<p>上司の命を受け 属職員を指揮監</p>
	<p>所長</p>	<p>上司の命を 属職員を指</p>

、事務所の事務を処理し、所督する。

、特に指示された事務を掌理

事務所の事務を整理する。

出張所の事務を処理し、所する。

所の事務を処理し、所

張所の事務を整理する。

織の項中

農林事務
部
以外の

副 部 長
(任意設置)

部 長

上司の命を受け、部の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

部長を補佐し、部の事務を整理する。

農林事務
部
以外の
長
上司の命を受け、部の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

に、同表出先機関（出先機関の出張所等を含む。）の内部組

に、出張所
出張所長
（任意設置）
上司の命を受け、属職員を指揮監督

出張所

出張所長
（任意設置）

上司の命を受け、出張属職員を指揮監督する

次 長
（任意設置）

出張所長を補佐し、出

を

部
副 部 長
（任意設置）

部長を補佐し、部の事務を整理する。

東京事務
所
の課
主 幹
（任意設置）

課長の命を受け、特に指示された事務を掌理する。

課長を補佐し、並びに課の事務を点検し、及び整理する。

副 課 長

課

を
東京事務
部
以外の
課

に

学 科
学 科 長
（任意設置）

上司の命を受け職員を指揮監督

、学科の事務を処理し、所属する。

を

学 科
学 科 長
（任意設置）

上司の命を受け、学科職員を指揮監督する

、係の事務を処理し、所属する。

科の事務を処理し、所属に改める。

別表第一の四の表中「部に属する」及び「係」を削り、同表福島県中保健所の項中「第二十二号」を「第二十一号」に改め、同表福島県立会津若松看護専門学院の項を削り、別表第一の六の表中「学科又は係」を「又は学科」に改め、別表第一の七の表

福島県相双建設事務所の項中

用地課

用地課
復旧・
復興課

に改める。

別表第三の二の表福島県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(行政経営課)